

合同会合作業チーム(第4回)

ヒアリング資料





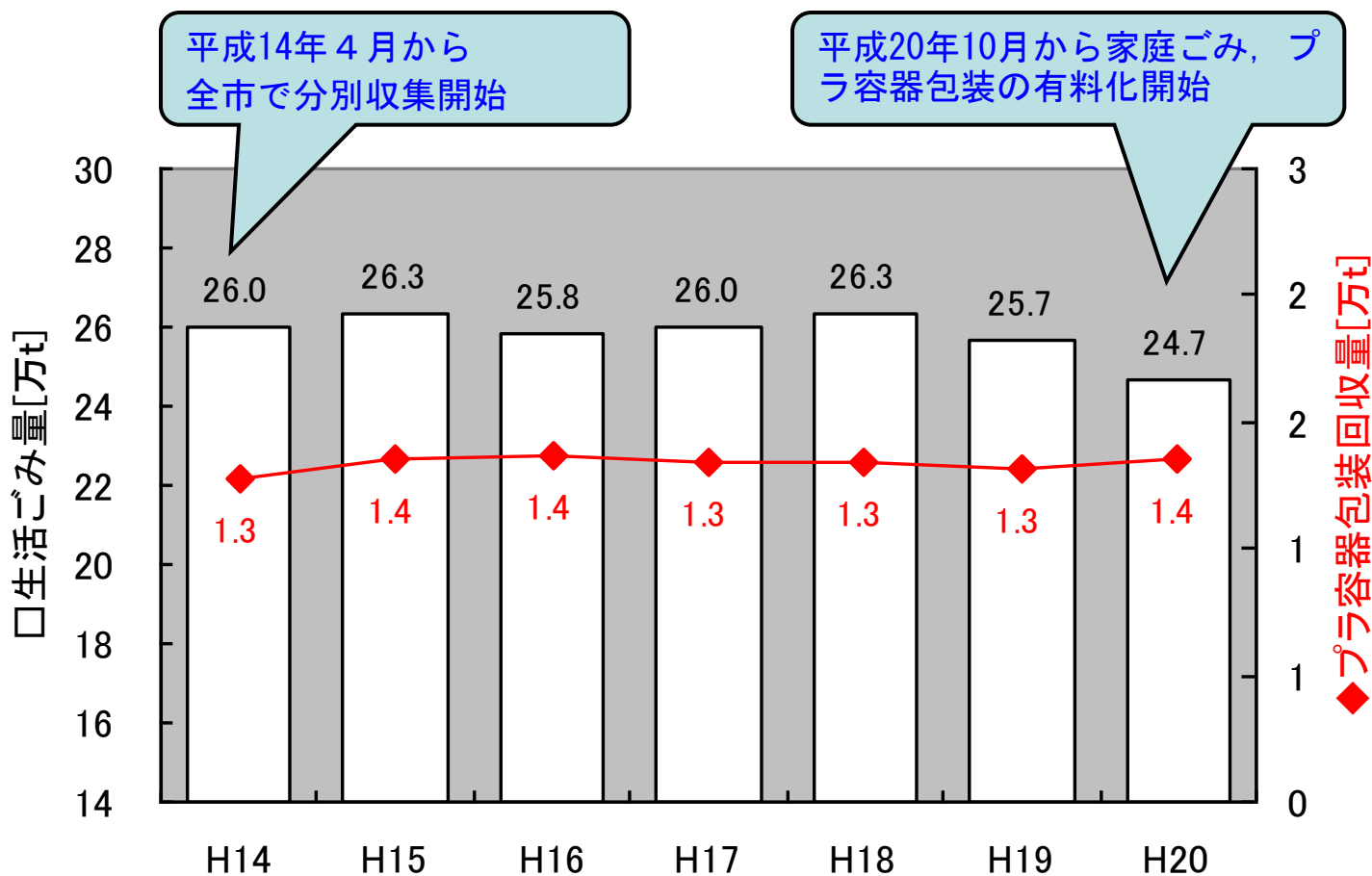
1 ごみ減量・リサイクル推進への取組み(平成11年度～)

- 平成11(1999)年: 仙台市一般廃棄物処理基本計画改定
「100万人のごみ減量大作戦」展開
- 平成12(2000)年: プラスチック製容器包装分別収集モデル事業開始
- 平成13(2001)年: 資源物店頭回収事業・紙類拠点回収事業・粗大ごみ有料化開始,
ごみ処分手数料改定
- 平成14(2002)年: プラスチック製容器包装分別収集 全市拡大
「ワケルくん」登場
- 平成15(2003)年: ごみ処分手数料改定, 事業系紙類回収庫の設置事業開始
- 平成16(2004)年: ワケルネット開設
- 平成17(2005)年: 再生可能紙類の搬入禁止, 紙類回収ステーション事業開始
- 平成19(2007)年: レジ袋の有償提供による削減に向けた取組協定締結,
ワケルモバイル開設
- 平成20(2008)年: 家庭ごみ等有料化・紙類定期回収開始
- 平成21(2009)年: レジ袋の有償提供による削減に向けた取組協定 全市拡大



2 プラスチック製容器包装の分別収集の状況

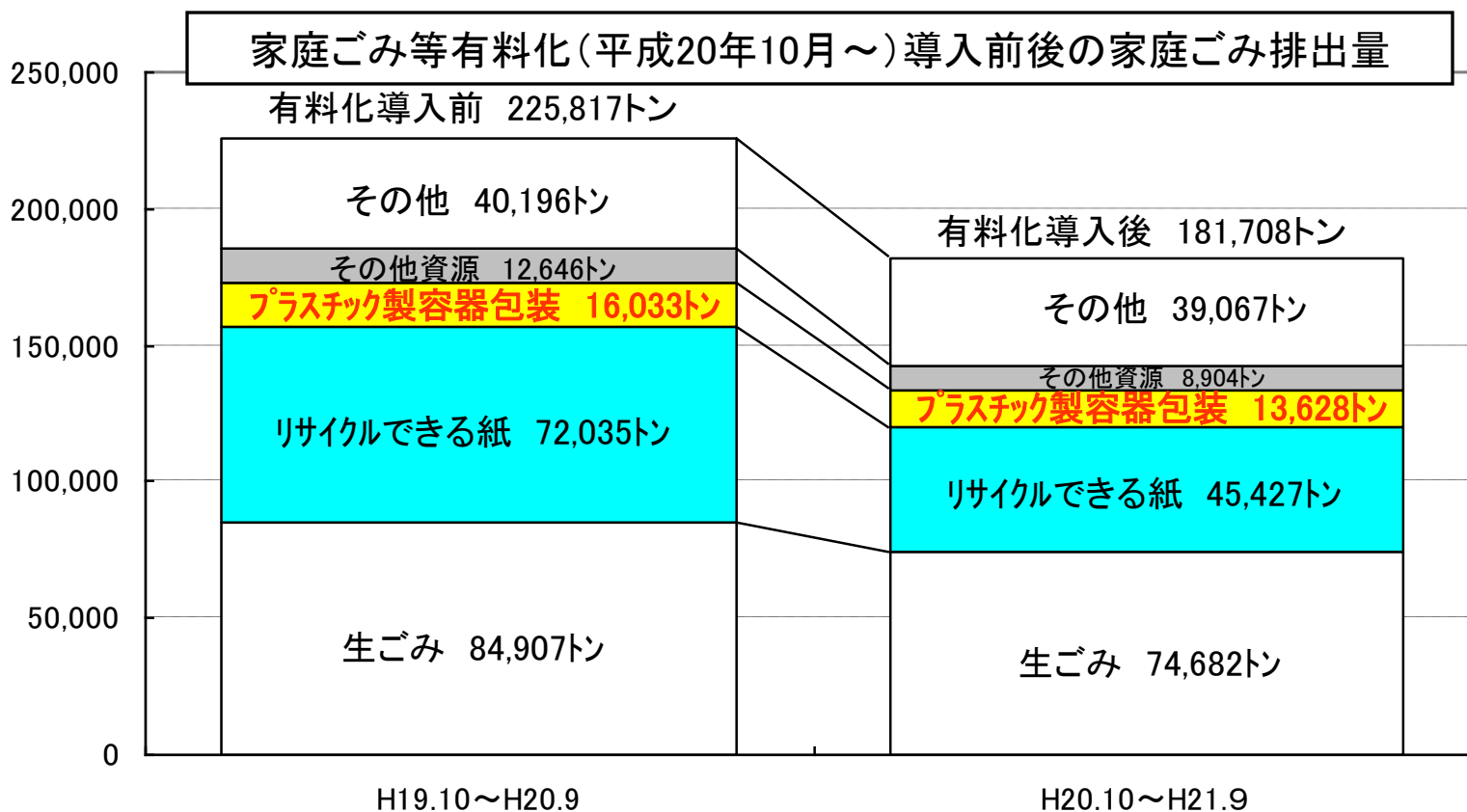
- ・分別収集当初より市民の分別排出状況は良好→異物の割合は約3%
- ・回収量は約1万4千トン前後で横ばい





3 家庭ごみ等有料化(平成20年10月～)導入前後の状況

- ・導入後1年間の家庭ごみ排出量は181,708トン、前年同期比で44,109トン・19.5%減少
- ・プラスチック製容器包装も有料化し、手数料の設定水準は家庭ごみの約6割
- 家庭ごみ中に排出されていたプラスチック製容器包装は、約2,400トン減量(推計値)
- プラスチック製容器包装の回収量は198トン増(13,866トン→14,064トン)

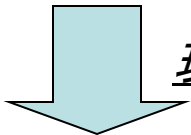


※ 生ごみ等の排出量の内訳は、本市組成調査による推計値

○ 分別排出について、住民からはどのような要望がなされているか。
また、分別排出を進める工夫、分別排出について住民の理解を得る工夫はあるか。

【住民の要望・意見】

- ・分別排出する際、何が容器包装なのか分からない
- ・プラスチック製品等は、なぜ家庭ごみ(燃やすごみ)として排出しなければならないのか分からない
- ・分別排出の負担が大きい、何にリサイクルされたのか不透明
- ・プラスチック製容器包装の汚れを落とすために、水道を使用すること等と焼却して余熱利用等を行うことのどちらが環境に与える負荷が小さいのか
- ・事業者として、プラスチック製容器包装を分別排出しリサイクルしたいが、容器包装リサイクル法ルートを活用できないか 等



現行の容器包装リサイクル法に基づく本市の取組みを様々な機会や媒体で周知

【本市の分別排出促進に係る啓発】

- ・プラスチック製容器包装の分別収集開始(平成14年4月～)・家庭ごみ等有料化(平成20年10月～)の導入の際に、前年度より地域説明会を実施
- ・毎年度「資源とごみの分け方・出し方」を全戸に配布
- ・ワケルネットやワケルモバイルの開設
- ・「100万人のごみ減量大作戦」キャンペーン等のイベントによる啓発
- ・大学等新入生への説明会や出前講座等による啓発 等

プラスチック製容器包装



収集日当日の、早朝から朝8時30分までに、決められた集積所に出してください。

△ 収集日の前日や夜、集めた後は出さないでください。集積所が汚れる原因になります。

■プラスチック製容器包装の日に出すものは
◎商品が入っていたプラスチック製の容器・包装類。

送ったワケ方事典へ P.18

有料

週1回(祝日も収集)



平成22年12月31日(金)から平成23年1月3日(月)まで収集はお休みです。

事業ごみは家庭ごみの集積所には出せません。

プラをきれいにし、それが僕のプライドニヤ!



■出し方

プラスチック製容器包装指定袋に入れて口をしぼって出してください。

△ 中身は使いきって、汚れは古布などでふくか、ため水などで軽くすすいでください。汚れているものはリサイクルできません。

△ レジ袋などを内袋として使用する場合は、内袋の口をしぼらないでください。選別工場では異物を取り除く際に、手作業で内袋を破かなければなりません。

△ レジ袋では出せませんので、ご注意ください。(レジ袋を内袋として使うことはできます。)



■指定袋



有料のプラスチック製容器包装指定袋以外で、プラスチック製容器包装は出せません。

(外装袋)



■サイズと価格(ごみ処理手数料)

プラスチック製容器包装用	容量	単価	1セット当たりの販売額
大	45ℓ	25円	250円
中	30ℓ	16円	160円
小	15ℓ	8円	80円

※10枚を1セットで販売しています。(消費税込み)

■出すものの例と出し方のポイント



このマークが目印です。

△ ②マークの近くに「金属」「M」等の表記がある場合でも、②マークがあるものは、すべてプラスチック製容器包装として出すことができます。



カップ・パック類
(プラスチック製)



チューブ類
使いきってふたをはずして



ふた(プラスチック製)



ペットボトルのラベル
(プラスチック製)



ボトル類
使いきって
ふた・ポンプをはずして



錠剤やカプセルなど
薬の容器包装
裏の金色や銀色のシートは
はがさなくてもかまいません。



トレイ類



袋・ラップ
使えなどのシールは
はがさなくてもかまいません。



発泡スチロールなどの
容器・緩衝材



△ 箱の中には何も入れないでください。

■出せないもの(②マークは付いていません。)

プラスチック製の商品(製品)は家庭ごみへ、ただし、一番長い部分がおおむね30cmを超えるものは粗大ごみへ。



おもちゃ・バケツ・
植木鉢など



ビデオテープと
ケース、CD・DVD・MDと
ケースなど



クリーニングの
ハンガー・カバー



密封容器・
ストローなど



ライター
使いきって
水に浸してから
家庭ごみへ



店頭回収もご利用ください。

集めよう! 店頭で
リサイクル。

このポスター
のあるお店に
電話してね。

セツ子さん

どうしてプラスチック製の商品(製品)は集めないの?

「容器包装リサイクル法」においては、商品を入れたもの(=「容器」)や包んだもの(=「包装」)をリサイクルの対象としています。プラスチック製であっても、おもちゃやバケツ・ストローなどの「商品(製品)」は法律の対象外であり、容器包装と合わせたリサイクルができないため、仙台市では「家庭ごみ」として収集しています。